

はじめに

1 計画の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、昭和 48 年に第 1 次計画を策定して以来、これまで 6 度の見直しを行い、計画的に廃棄物の減量化や適正処理に取り組んできたところです。

この間、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）をはじめ、容器包装や家電製品など個別リサイクル法等が整備され、ごみの分別回収の定着などにより廃棄物の削減に一定の成果を上げてきました。

一方、平成 23 年の東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となったことを契機として、非常災害時における廃棄物の適正処理を行うための体制づくりなど新たな課題への対応も求められています。

今後、本県では、超高齢社会への突入、人口減少の社会構造の変化により、廃棄物の量・質とも変わることが予想されます。

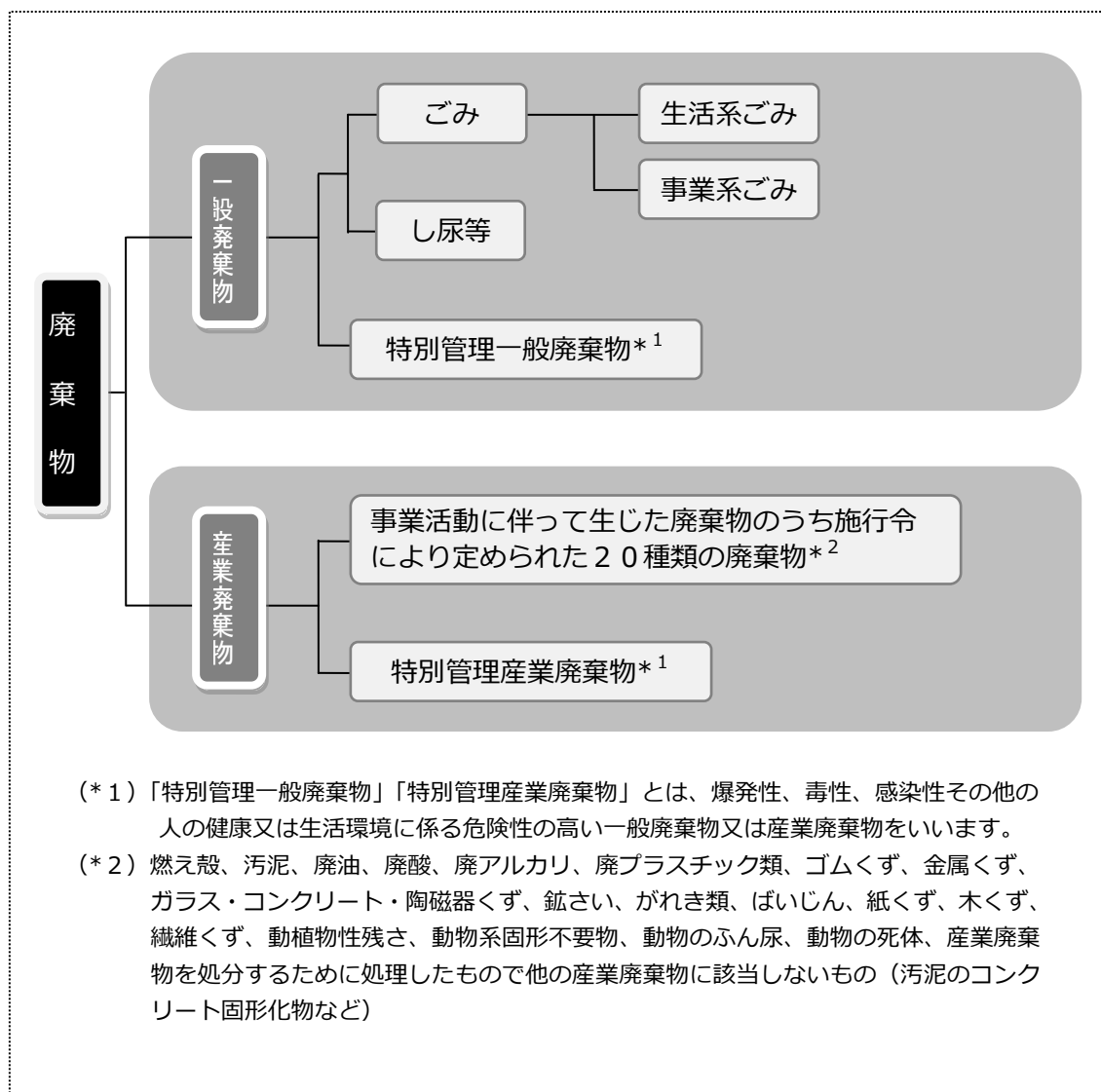
これら様々な情勢変化に的確に対処するため、第 7 次廃棄物処理基本計画（計画期間：平成 23～27 年度）を見直し、安心・安全の確保を最優先として循環型社会の形成に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するため、本県における今後の廃棄物行政の指針として第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定するものです。

2 計画の期間

この計画は、平成 28 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度とする 5 か年計画として策定するものです。

3 本計画の対象廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令（以下「施行令」という。）に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物です。



(*1) 「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い一般廃棄物又は産業廃棄物をいいます。

(*2) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもので他の産業廃棄物に該当しないもの（汚泥のコンクリート固形化物など）

図 1 本計画が対象とする廃棄物

4 本計画と他の法令等との関連

本計画と他の法令・計画との関連は、次のとおりです。

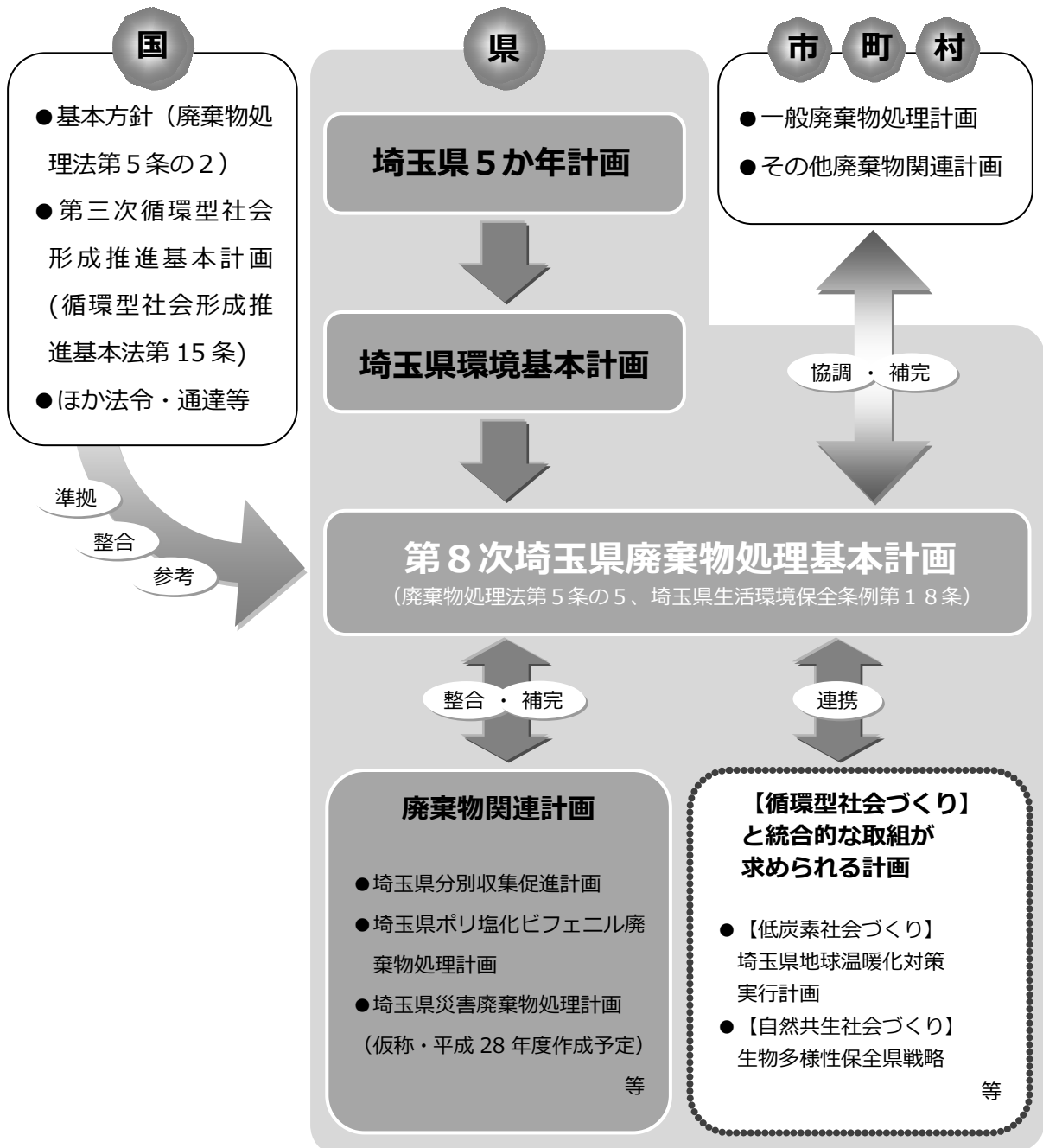


図 2 本計画と他の法令・計画との関連